

届出書の名称	防火対象物使用開始届出書 防火対象物棟別概要追加書類
	防火対象物を使用（内容変更を含む。）しようとする場合、届け出てください。
用紙サイズ	A 4
提出者	所有者、管理者又は占有者（代理可）
受付	随時（使用開始の日の7日前まで）
受付先	所轄消防署（分署）予防班
問合せ先	所轄消防署（分署）予防班 所轄消防署（分署）所在地連絡先一覧は、由利本荘市のホームページをクリックしてご覧下さい。
提出書類	付近見取り図、建物立面、各階平面図 消防用設備等の設計図書（消防用設備等設置届出書で届出されている場合を除く。）
備考	1. 提出部数2部 2. 届出書を受理した後、必要な審査又は検査を行い支障がないと認めるときは、1通に検査済の印を押し、届出者に交付します。 なお、届出の必要となる基準がありますので、事前に所轄消防署に問い合わせして下さい。